

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

vol. 11

平成11年9月30日

厚生省介護保険制度実施推進本部

平成11年9月30日

## 指定痴呆対応型共同生活介護事業者の指定について

標記については、指定基準の改正等を行う可能性があることから、9月20日付けの介護保険最新情報（No.8）で指定痴呆対応型共同生活介護事業者の指定を当面留保していただくようお願いしたところですが、各都道府県において既に指定を行った事例がある場合には、下記連絡先まで電話又はファックスにてご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、指定基準等の改正については、先般の審議会におけるご指摘を踏まえ、現在、検討を行っているところであり、できる限り速やかに、指定基準の改正の内容等についてお示ししたいと考えております。

### 連絡先

厚生省老人保健福祉局  
老人福祉計画課  
企画法令係 森田 博通  
TEL 03-3503-1711(3929)  
直通 03-3595-2888  
FAX 03-3595-3670

## 要介護認定に関する問い合わせへの対応について

### 1. 都道府県及び市区町村からの問い合わせに対する対応

○都道府県及び市区町村からの問い合わせに対応するために設置された認定支援ネットワークを用いて、電子メールによる問い合わせを認定支援センター（財団法人医療情報システム開発センターに設置）が24時間受付。

○この他、よくある問い合わせについては同ネットワークの電子掲示板に掲示。

### 2. 上記以外の一般住民等からの問い合わせに対する対応

○要介護認定に関する一般的な問い合わせに対応するため、3班体制のローテーションによる電話受付体制。

○受付時間は9：30～17：45（月曜日～金曜日）  
（10月1日から11月30日までの間を予定）

○厚生省（代表：03-3503-1711）に対して、電話での要介護認定に関する問い合わせがあった場合には、特定の内線番号へ接続。

○個々人の要介護認定に関する問い合わせには、市町村の窓口で尋ねるよう対応。

## 9月17日付け全国介護保険担当課長会議資料の訂正について

9月17日付け全国介護保険担当課長会議資料19頁の問いについて、以下のとおり訂正をお願いします。(下線部が訂正部分)...

|   |  |
|---|--|
| <p>&lt;保険料関係&gt;<br/>保険料(第1号)は、65歳到達月から徴収するのか。また、死亡した月の保険料は徴収しないのか。</p> | <p>貴見のとおり。なお、65歳到達月とは、65歳の誕生日の前日の属する月をいうことに留意が必要。また、死亡の場合については、死亡した日の<u>翌日</u>の属する月の前月まで月割りをもって徴収する。</p> |
|---|--|

従って、例えば、9月30日に死亡した者については、9月分まで月割りによって保険料を徴収することとなり、9月29日に死亡した者については、8月分まで月割りによって保険料を徴収することとなります。